

# 「2021 杉並区プレミアム付商品券」取扱店舗募集要項

令和3年5月24日

## 1 目的

区民生活を応援するとともに、コロナ禍の影響を受けている区内商店等を幅広く支えることを目的として、「2021 杉並区プレミアム付商品券」を販売します。

## 2 事業概要

- (1) 名称 2021 杉並区プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 事業主体 杉並区
- (3) 商品券使用期間 令和3年7月30日（金）～10月31日（日）
- (4) 商品券対象者 指定期間中に購入申込を行い、抽選により当選した者
- (5) 販売価格 1冊5,000円（額面6,500円分）
- (6) 商品券の種類 「デジタル商品券」と「紙商品券」の2種類を発行します。
  - ・デジタル：二次元コード決済  
1冊6,500円分（1円単位で利用可）
  - ・紙 : 1冊500円券13枚綴り（釣銭不可）
- (7) 販売上限 一人あたり5冊まで
- (8) 換金期間 令和3年7月30日（金）～11月30日（火）

## 3 取扱店舗登録資格

杉並区内で小売業、飲食業、サービス業などの事業を営む店舗や事業所。ただし、次に掲げる事業者は除きます。

- (1) 店舗面積が500平米以上の大型店舗
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (3) 杉並区暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第5号）第2条に規定する暴力団等である事業者及び密接な関係を有すると認められる事業者
- (4) その他法令又は公序良俗に反する事業者

## 4 取扱店舗申込方法等

取扱店舗の登録をご希望の事業者は、次の方法によりお申込みください。

### (1) 募集期間

令和3年5月24日（月）～6月30日（水）

追加募集：令和3年7月1日（木）～10月31日（日）

## (2) 申込方法

### ① Web 申込 (6月1日より受付開始)

本募集要項をご確認の上、「2021 杉並区プレミアム付商品券」特設サイト (以下「特設サイト」という。) 内の申込フォームよりお申込みください。

### ② 郵送またはFAX (5月24日より受付開始)

①のWeb申込ができない場合は、本募集要項をご確認の上、登録申請書に必要な事項を記入し、下記提出先へ郵送またはFAXにて送付してください。

#### 【登録申請書提出先】

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル7階  
2021 杉並区プレミアム付商品券運営事務局 行  
(FAX) 048-861-5130

## (3) 取扱店舗申込完了の確認方法

登録が完了した取扱店舗には、「取扱店舗登録通知」を送付します。また、7月中旬から下旬頃に、「取扱店舗ステッカー」及び「運営マニュアル」等 (取扱店舗として運営に必要なもの) を、別途送付します。

## (4) 取扱店舗登録料 : 無料

## (5) 取扱店舗登録内容の変更・取消

登録内容に変更・取消がある場合は、速やかにコールセンターへご連絡ください。

## (6) 取扱店舗の公表

特設サイトおよび、紙商品券購入者に対して配布する「取扱店舗一覧」で公表します。ただし、登録申請が6月30日を過ぎた場合は、特設サイトのみでの公表とします。

## 5 取扱店舗の取消等

募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の登録を取り消すことがあります。

## 6 商品券の換金

(1) 振込口座 : 申込時にご指定いただいた口座に振り込みます。

(2) 手数料 : 無料 (区が負担します)

(3) デジタル商品券の換金 (月6回)

換金手続きは不要です。商品券の取扱実績は自動的に集計され、その集計結果に基づき換金します。

(4) 紙商品券の換金 (月2回)

専用封筒に商品券の半券等を入れて郵送してください。なお、換金に必要な物品は後日お届けします。

※詳しい換金方法などは、後日お送りする「運営マニュアル」をご確認ください。

## 7 取扱店舗の責務等

- (1) 取扱店舗であることが明確にわかるよう、運営事務局から送付される「取扱店舗ステッカー」を店舗の入り口付近に貼付してください。
- (2) デジタル商品券の利用がしやすいよう、運営事務局から送付される「二次元コード」をレジ横などに設置してください。
- (3) 利用者から商品券の提示を受けた際は、現金と同様に取扱い、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行ってください。

なお、以下の商品等は、商品券の使用対象外とします。

- ① 資産形成に資する不動産、金融商品等
  - ② たばこ（電子たばこ含む）
  - ③ 商品券やプリペイドカード、切手、収入印紙など換金性の高いもの
  - ④ 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等）
  - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
  - ⑥ 国税、地方税や使用料などの公租公課
  - ⑦ 電気、水道、公共サービス料金
  - ⑧ その他、本事業の目的に反するもの
- (4) 紙商品券の取扱いについては、以下の事項を厳守してください。
    - ① 商品券の受領に際して釣銭は支払わないこと。
    - ② 提示された商品券については、偽造等がないか確認すること。偽造が疑われる場合は、受領を拒否するとともに、その事実を速やかにコールセンターまで報告すること。なお、明らかに偽造が疑われる商品券を受領した場合の損失は、取扱店舗の責務とします。
    - ③ 受領した商品券の紛失や盗難、期限までに換金が行われなかった場合等の損失については、取扱店舗の責務とします。
    - ④ 商品券を受領した際は、他店舗での再使用を防止するため、裏面の所定の欄に必ず取扱店舗名を記入又は押印すること。
    - ⑤ 裏面に他店舗の記入等がある商品券は、受領を拒否すること。
    - ⑥ 商品券が汚損していた場合であっても、裏面の取扱店舗欄に記入や押印がないことが確認できる場合は、受領すること。
  - (5) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金を行うなどの不正行為は、固く禁じます。
  - (6) 商品券の交換、譲渡、売買及び再使用を禁止します。
  - (7) 商品券の使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、それが店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めること。
  - (8) 商品券の取扱いに対して、杉並区又は運営事務局からの改善要請等があった場合は、それに従うこと。
  - (9) 杉並区又は運営事務局が行う商品券に関する調査等に協力すること。
  - (10) その他、本事業の目的に反するような行為は禁止します。

## 8 その他

- ・募集要項に記載されていない事項は、コールセンターにお問い合わせいただくか、登録店舗に後日送付する「運営マニュアル」をご確認ください。
- ・登録いただいた店舗情報は、今後、杉並区が実施する事業のお知らせ等に活用する場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施、徹底してください。

## 9 お問い合わせ先（令和3年5月24日～11月30日）

2021 杉並区プレミアム付商品券コールセンター

TEL 03-4500-2720

平日、土曜日（7/31・8/7・8/14のみ）の午前8時30分～午後5時15分